

議案第 5 号

高根沢町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

高根沢町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

1 概要

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）に関し、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業に加え、新たに「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の部分休業が措置されることから、所要の改正をするものです。

2 改正内容

【第1条改正】 高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 新たに措置された部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとします。ただし、1日の勤務時間又は第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合で、当該勤務時間又は当該残時間数の全てについて承認の請求があった場合は、当該端数について承認することができるものとします。（第22条の2）
- (2) 部分休業を請求しようとする職員があらかじめ任命権者に申し出るのは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年ごととします。（第22条の3）
- (3) 職員が1年のうちに請求できる第2号部分休業の上限は、職員の区分に応じ、次のとおりとします。（第22条の4及び附則第2項）
 - ア 常勤職員 77時間30分（38時間45分）
 - イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間（1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間）※カッコ内は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における上限時間
- (4) あらかじめ任命権者に申し出た部分休業の請求内容の変更ができるのは、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該変更をしなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限るものとします。（第22条の5）
- (5) 部分休業の承認の取消しは、（4）による申出内容の変更をしたときとします。（第24条）
- (6) 略称規定（第1号部分休業）の追加及びその他文言整理を行います。（第21条、第22条及び第23条）

【第2条改正】 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

【第3条改正】 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

部分休業に係る規定について、新たに「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」等の文言を追加します。

3 施行日

令和7（2025）年10月1日

高根沢町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第21条 (2) 勤務日の日数を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する<u>同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u>、30分を単位として行うものとする。 2 休暇等条例第14条の特別休暇のうち町規則で定めるもの又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>	(部分休業をすることができない職員) 第21条 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。） (部分休業の承認) 第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 休暇等条例第14条の特別休暇のうち町規則で定めるもの又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認

の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があった

については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

とき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基
準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める
時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務
時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情
は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し
たことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することが
できなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変
更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小
学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると
任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認
を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわら
ず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与
条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、
給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減

する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年高根沢町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第16条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内<u>又は1年につき町長が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部	（給与の減額） 第16条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第

分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町長が定める者で負傷、疾病又は老齢により町長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、町長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間

3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町長が定める者で負傷、疾病又は老齢により町長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、町長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

当たりの給与額を減額して給与を支給する。	
----------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年高根沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第15条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内<u>又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間</u>に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分	（給与の減額） 第15条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項

休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する場合を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する場合を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の高根沢町職員の育児休業等に関する条例第22条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。